

是正措置報告書(要約)

番号	命令事項	是正状況
1	経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、組合全体で安全最優先の原則の徹底を浸透させるため主体的に関与し、安全管理体制を適切に運営すること。	・経営トップは、従来の安全会議への参加や現場とのコミュニケーションに加え、定期的な訪船を行い、安全最優先の原則が浸透する環境を整え、船長以外の海員に対してもコミュニケーションを図り安全意識の醸成を図る。 ・安全管理規程を確実に遵守するため、経営トップが安全マネジメント会議等の機会を捉えて安全統括管理者、運航管理者、船長の各役割を再確認させ、海事法令の遵守と安全最優先の原則を組合内へ徹底する。 ・令和8年4月より運航管理部門を2名体制から4名体制に増員し、安全教育の充実と安全管理の取り組み・部門間のコミュニケーションを強化し、また、増員の職員に対しては、船体や安全管理規程に関する知識習得を目的に運航管理部門内で適宜勉強会を実施する。
2	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船内設備の不具合に対する即時の措置や陸上管理部門及び船舶の適切な情報伝達等、安全最優先の原則を組合内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	・安全マネジメント会議を年6回(必要に応じて随時増)開催し、経営管理部門・運航管理部門・船舶間で意見交換の回数を増やすことで、現場で発生している課題を組合全体で把握し対応する態勢を構築する。 ・船員は、長崎・熊本両県で船員労働安全衛生協議会の講習会に参加し、また経営管理部門及び運航管理部門に対しては安全統括管理者・運航管理者研修に参加させ、知識の習得に努める。 ・不具合の発生報告から修理完了までを書面に残し、管理部門(総務課・運航課)で情報の共有を行う。
3	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。	・運航管理者と船長は、毎日最終便出航後の情報交換(電話連絡)により、その日に起きた船舶の異常や気になったことなどを情報共有する体制を確立する。 ・運航管理者と船舶は、毎日始発便出港後に、コミュニケーションアプリを使用して船舶設備点検簿を共有する体制を確立する。 ・運航管理部門内は、船舶の故障等は、口頭のほか報告書を回覧し、情報共有する。 ・船舶内は、船内引継ぎノートに書き記すとともに、重要な事案については乗船前に確実に口頭で引き継ぎ、引継ぎ漏れがないよう徹底する。 ・経営管理部門内は、船舶のトラブル・操練の報告書等は、経営管理部門内及び経営トップにも供覧する。 ・運航管理者は、陸上と船舶の安全を統括するため、必要時は運航中の船舶の位置や気象・海象情報をリアルタイムで把握・伝達し、船長が適切な判断を下せるよう、運航基準や作業基準に基づき支援・指示を一層徹底することとする。
4	運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、船舶の安全性を検討の上、運航計画を作成または改定すること。	・部門間・部門内の情報共有体制を確立し、また、航路の安全性や気象・海象情報、船員の労働時間など留意しながら安全最優先の原則のもと、不具合が解消されていない状態で運航させない等、無理のない運航計画を策定する体制を構築し、運用する。
5	船長は、安全管理規程第40条に基づき、船内設備の異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じること。	・火災警報装置のメーカーが来船し、船内全てのセンサーの点検及び異常時の火災警報装置の取り扱い方法の指導を受ける。 ・船員の入れ替わり時や安全意識の風化に対応するため、安全意識の再徹底を図るとともに、今回の事例を活用した不安全行動防止教育を実施する。 ・組合全体で取り組む項目を整理した「安全管理マニュアル」を策定し周知する。